

長野県積算基準（建設部）の改定内容①（令和6年4月1日）

○基本運賃表の改定

国土交通省の積算基準改定を踏まえ、県の積算基準についても、令和6年4月1日から下記のとおり改定。

表3.1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20kmま でを増す 毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m						
	自走式 破砕機	クラッシャ 一寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バック ホウ (超ロ ングア ーム 型)	山積0.4m 3 ／平積0.3 m3						
各種	—							

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表3.1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20kmま でを増す 毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m						
	自走式 破砕機	クラッシャ 一寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バック ホウ (超ロ ングア ーム 型)	山積0.4m 3 ／平積0.3 m3						
各種	—							

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。



長野県積算基準（建設部）の改定内容②（令和6年4月1日）

○現場管理費の改定

国土交通省の積算基準改定を踏まえ、県の積算基準についても、令和6年4月1日から下記のとおり改定。

別表第2

工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P・C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
		A	b	
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする	
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による			
		A	b		
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの 下記の率とする
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
		A	b	
コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87

長野県積算基準（建設部）の改定内容③（令和6年4月1日）

○地質調査積算基準諸経費の改定

国土交通省の積算基準改定を踏まえ、県の積算基準についても、令和6年4月1日から下記のとおり改定。

【現行】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
59.9%	285.3×（直接調査費＋間接調査費） [^] -0.113	40.8%



【改定】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
82.5%	290.2×（直接調査費＋間接調査費） [^] -0.091	60.6%